

平成 22 年 1 月 28 日

各 位

不動産投資信託証券発行者名
グローバル・ワン不動産投資法人
代表者名 執行役員 北島 洋一郎
(コード番号：8958)
資産運用会社名
グローバル・アライアンス・リアルティ株式会社
代表者名 代表取締役社長 山内 正教
問合せ先 投信業務部長 伊藤 尚
(TEL：03-3262-1494)

規約変更及び役員選任に関するお知らせ

本投資法人は、本日開催の役員会におきまして、下記の規約変更及び役員選任について、平成 22 年 3 月 3 日開催予定の第 5 回投資主総会（以下、「本投資主総会」といいます。）に付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

なお、下記の規約変更及び役員選任は、本投資主総会での承認可決をもって効力を生じます。

記

1. 規約変更について

(1) 変更の理由

- ① 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号）の施行により、投資証券が電子化されたことに伴い、所要の変更を行うものです。
- ② 投資主総会の円滑な運営を図るため、本投資法人の投資主総会に出席できる代理人たる投資主の数を 1 人に制限するものです。
- ③ 「租税特別措置法」（昭和32年法律第26号）の改正により、投資法人が課税の特例の適用を受けるための要件が変更されたこと及び合併時の税務上の特例の適用を受けるための要件が新設されたことに伴い、必要な字句の修正及び規定の整備を行うものです。
- ④ その他、字句の修正、表現の統一及び定義の明確化を行うものです。

(2) 変更の内容

現行規約の一部を以下のとおり変更します。（下線部分は変更箇所です。）

現 行 規 約	変 更 案
<p>第 8 条（投資口の払戻し） 本投資法人は、投資主（<u>実質投資主（株券等の保管及び振替に関する法律（昭和 59 年法律第 30 号。その後の改正を含む。）第 30 条及び第 39 条の 2 に規定する投資証券の共有者をいう。以下同じ。）を含む。以下同じ。</u>）からの請求による投資口の払戻しは行わない。</p> <p>第 9 条（投資主名簿等管理人） 1. （記載省略） 2. （記載省略） 3. 本投資法人の投資主名簿（<u>実質投資主名簿を含む。以下同じ。</u>）は、投資主名簿等管理人の営業所（事務取扱場所）に備え置き、投資主名簿への記載又は記録、質権の登録又はその抹消、信託財産の表示又はその抹消、<u>投資証券の不所持及び再発行</u>その他投資口に関する事務は、投資主名簿等管理人に取り扱わせ、本投資法人においてはこれらを取り扱わない。</p>	<p>第 8 条（投資口の払戻し） 本投資法人は、投資主からの請求による投資口の払戻しは行わない。</p> <p>第 9 条（投資主名簿等管理人） 1. （現行のとおり） 2. （現行のとおり） 3. 本投資法人の投資主名簿は、投資主名簿等管理人の営業所（事務取扱場所）に備え置き、投資主名簿への記載又は記録、質権の登録又はその抹消、信託財産の表示又はその抹消その他投資口に関する事務は、投資主名簿等管理人に取り扱わせ、本投資法人においてはこれらを取り扱わない。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>第10条（投資口取扱規則） 本投資法人が発行する投資証券の種類並びに本投資法人の投資主名簿への記載又は記録、質権の登録又はその抹消、信託財産の表示又はその抹消、投資証券の不所持及び再発行その他投資口に関する手続き並びにその手数料については、投信法その他関係法令又は本規約のほか、役員会の定める投資口取扱規則による。</p> <p>第11条（投資主総会に係る事項）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.（記載省略） 2.（記載省略） 3.（記載省略） 4.（記載省略） 5. <u>投資主が代理人をもって議決権を行使しようとするときは、その代理人は本投資法人の議決権を行使することができる投資主に限る。</u>かかる投資主又は代理人は、投資主総会毎に代理権を証する書面を本投資法人に提出し、又はかかる書面に記載すべき情報を電磁的方法により提供しなければならない。代理権を証する書面に記載すべき情報を電磁的方法により提供しようとする投資主又は代理人は、あらかじめ、本投資法人に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。 6.（記載省略） <p>第21条（資産運用の対象及び方針）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.（記載省略） 2. 本投資法人は、運用方針のほか、投信法その他関係法令、本投資法人が資産運用委託契約を締結する資産運用会社が会員となる<u>公益法人金融商品取引業協会（金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含め、以下「金融商品取引法」という。）第78条第2項に定める公益法人金融商品取引業協会を意味する。以下「関連投資信託協会」という。）</u>が定める規則等に従って、資産運用を行うものとする。 <p>第22条（資産評価の方法、基準及び基準日）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.（記載省略） 2. 本投資法人の純資産総額の算出にあたり、資産評価の方法及び基準については、投信法その他の法令（投資法人の計算に関する規則を含む。）に従うほか、運用資産の種類に応じて以下に従うものとする。 <ol style="list-style-type: none"> (1)（記載省略） (2)（記載省略） <p>第23条（借入れ及び投資法人債の発行） 本投資法人は、運用方針に定める本投資法人の資産運用の基本方針に資するため、資産の取得、本投資法人が支払うべき費用、報酬、預り金又は敷金・保証金の支払資金の調達、借入金又は投資法人債（短期投資法人債を含む。以下同じ。）の元利金支払のための資金の調達、修繕又は営繕に要する費用支払のための資金の調達、投資主に分配する金銭の調達その他の一時的な支出のために必要となる資金の調達を目的として、投資口の発行のほか、借入れ及び投資法人債の発行を行うことができる。但し、借入れを行う場合は、<u>適格機関投資家（金融商品取引法第2条第3項第1号に定義される。）</u>からの借入れに限るものとする。</p>	<p>第10条（投資口取扱規則） 本投資法人の投資主名簿への記載又は記録、質権の登録又はその抹消、信託財産の表示又はその抹消その他投資口に関する手続き並びにその手数料については、投信法その他関係法令又は本規約のほか、役員会の定める投資口取扱規則による。</p> <p>第11条（投資主総会に係る事項）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.（現行のとおり） 2.（現行のとおり） 3.（現行のとおり） 4.（現行のとおり） 5. <u>投資主は、本投資法人の議決権を有する他の投資主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</u>かかる投資主又は代理人は、投資主総会毎に代理権を証する書面を本投資法人に提出し、又はかかる書面に記載すべき情報を電磁的方法により提供しなければならない。代理権を証する書面に記載すべき情報を電磁的方法により提供しようとする投資主又は代理人は、あらかじめ、本投資法人に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。 6.（現行のとおり） <p>第21条（資産運用の対象及び方針）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.（現行のとおり） 2. 本投資法人は、運用方針のほか、投信法その他関係法令、本投資法人が資産運用委託契約を締結する資産運用会社が会員となる<u>認定法人金融商品取引業協会（金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含め、以下「金融商品取引法」という。）第78条第2項に定める認定法人金融商品取引業協会を意味する。以下「関連投資信託協会」という。）</u>が定める規則等に従って、資産運用を行うものとする。 <p>第22条（資産評価の方法、基準及び基準日）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.（現行のとおり） 2. 本投資法人の純資産総額の算出にあたり、資産評価の方法及び基準については、投信法その他の法令（<u>投資法人の計算に関する規則（平成18年内閣府令第47号。その後の改正を含め、以下「投資法人の計算に関する規則」という。）を含む。</u>）に従うほか、運用資産の種類に応じて以下に従うものとする。 <ol style="list-style-type: none"> (1)（現行のとおり） (2)（現行のとおり） <p>第23条（借入れ及び投資法人債の発行） 本投資法人は、運用方針に定める本投資法人の資産運用の基本方針に資するため、資産の取得、本投資法人が支払うべき費用、報酬、預り金又は敷金・保証金の支払資金の調達、借入金又は投資法人債（短期投資法人債を含む。以下同じ。）の元利金支払のための資金の調達、修繕又は営繕に要する費用支払のための資金の調達、投資主に分配する金銭の調達その他の一時的な支出のために必要となる資金の調達を目的として、投資口の発行のほか、借入れ及び投資法人債の発行を行うことができる。但し、借入れを行う場合は、<u>金融商品取引法第2条第3項第1号に定義される適格機関投資家（租税特別措置法（昭和32年法律第26号。その後の改正を含む。）第67条の15第1項第1号ロに規定する機関投資家に限る。）</u>からの借入れに限るものとする。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>第37条（諸費用の負担に関する条項）</p> <p>1. （記載省略）</p> <p>2. 前項に加えて、本投資法人は、以下の費用を負担するものとする。</p> <p>(1) 投資証券及び投資法人債券の発行に関する費用（投資口申込証及び投資法人債申込証並びに投資証券及び投資法人債券に係る券面の作成、印刷及び交付に係る費用、引受手数料の他、引受証券会社への諸費用実費払戻金を含む。）。</p> <p>(2) ～ (12) （記載省略）</p> <p>別添「資産運用の対象及び方針」</p> <p>2. 資産運用の対象とする資産の種類、目的及び範囲等</p> <p>(1) 投資対象</p> <p>A. （記載省略）</p> <p>B. その他の投資</p> <p>①本投資法人は、余剰資金の効率的な運用に資するため、以下に掲げる各資産に投資することがある。</p> <p>(a) （記載省略）</p> <p>(b) 有価証券（投信法第2条第5項に定義される。）（但し、ここでは不動産関連資産に該当するもの及び株券は除く。）、金銭債権（譲渡性預金証券を含み、これに限られない。）等の資産であって、投信法第2条第1項に定める特定資産（以下「特定資産」という。）に該当するもの（不動産関連資産に該当するもの、株券並びに次の②及び③のいずれかに該当するものは除く。）</p> <p>(c) （記載省略）</p> <p>②（記載省略）</p> <p>③（記載省略）</p> <p>C. 不動産等への投資に付随する<u>特定資産以外</u>の資産への投資</p> <p>本投資法人は、不動産等への投資に付随する資産として、以下に掲げる各資産に投資することがある。</p> <p>①（記載省略）</p> <p>②（記載省略）</p> <p>(2) 投資態度</p> <p>A. （記載省略）</p> <p>B. （記載省略）</p> <p>C. （記載省略）</p> <p>D. （記載省略）</p> <p>(新設)</p> <p>E. 本投資法人は、投資主の利益を最優先するものとし、特定の第三者に利益を供与することを意図した投資は行わない。</p>	<p>第37条（諸費用の負担に関する条項）</p> <p>1. （現行のとおり）</p> <p>2. 前項に加えて、本投資法人は、以下の費用を負担するものとする。</p> <p>(1) 投資証券及び投資法人債券の発行に関する費用（投資口申込証及び投資法人債申込証の作成、印刷及び交付に係る費用、引受手数料の他、引受証券会社への諸費用実費払戻金を含む。）。</p> <p>(2) ～ (12) （現行のとおり）</p> <p>別添「資産運用の対象及び方針」</p> <p>2. 資産運用の対象とする資産の種類、目的及び範囲等</p> <p>(1) 投資対象</p> <p>A. （現行のとおり）</p> <p>B. その他の投資</p> <p>①本投資法人は、余剰資金の効率的な運用に資するため、以下に掲げる各資産に投資することがある。</p> <p>(a) （現行のとおり）</p> <p>(b) 有価証券（投信法第2条第5項に定義される。）（但し、ここでは不動産関連資産に該当するもの及び株券は除く。）、金銭債権（譲渡性預金証券を含み、これに限られない。）等の資産であって、投信法第2条第1項に定める特定資産（以下「特定資産」という。）に該当するもの（不動産関連資産に該当するもの、株券、次の②及び③並びに下記C. ① (h) のいずれかに該当するものは除く。）</p> <p>(c) （現行のとおり）</p> <p>②（現行のとおり）</p> <p>③（現行のとおり）</p> <p>C. 不動産等への投資に付随する資産への投資</p> <p>本投資法人は、不動産等への投資に付随する資産として、以下に掲げる各資産に投資することがある。</p> <p>①（現行のとおり）</p> <p>②（現行のとおり）</p> <p>(2) 投資態度</p> <p>A. （現行のとおり）</p> <p>B. （現行のとおり）</p> <p>C. （現行のとおり）</p> <p>D. （現行のとおり）</p> <p>E. 本投資法人は、その有する資産の総額のうち<u>に占める不動産等（不動産（投資法人の計算に関する規則第37条第3項第2号イ、ロ及びホに掲げる資産をいう。以下E.において同じ。））、不動産の賃借権、同号へに掲げる資産、地上権及び地役権並びにこれらの資産を信託する信託の受益権をいう。）の価額の割合が100分の70以上となるように運用する。</u></p> <p>F. 本投資法人は、投資主の利益を最優先するものとし、特定の第三者に利益を供与することを意図した投資は行わない。</p>

2. 役員選任について

本投資主総会におきまして執行役員北島洋一郎及び齊藤利雄、監督役員立石則文、西村裕及び伊藤紀幸を改めて選任します。

本投資主総会において承認されますと平成 22 年 4 月 1 日付で新役員は就任します。

(1) 執行役員の候補者は以下のとおりです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴
1	北島洋一郎 (昭和18年8月24日生)	昭和42年4月 明治生命保険相互会社（現明治安田生命保険相互会社）入社 平成3年4月 同社 東京第七法人部長 平成7年4月 同社 不動産事業部長 平成9年4月 明生投資顧問株式会社（現MD AMアセットマネジメント株式会社）取締役 平成10年4月 東菱不動産株式会社 取締役 平成13年4月 明生不動産管理株式会社 取締役 平成16年1月 明治安田ビルマネジメント株式会社 取締役 平成17年1月 本投資法人執行役員就任（現職）
2	齊藤利雄 (昭和30年11月29日生)	昭和54年4月 森ビル株式会社入社 昭和54年4月 森ビル建設管理株式会社（現森ビル株式会社）出向 昭和61年5月 株式会社日本インテリジェントビルシステムズ出向 平成6年1月 株式会社インターナショナルデザインイクスチェンジ（現株式会社インデックスコンサルティング） 監査役 平成11年7月 株式会社日本インテリジェントビルシステムズ 企画部長 平成11年8月 森ビル開発株式会社（現森トラスト株式会社）入社（森ビル株式会社から森ビル開発株式会社への転籍） 平成14年11月 MTファンリテイサービス株式会社出向 平成15年11月 グローバル・アライアンス・リアルティ株式会社入社 不動産運用マネジメント部 担当部長 平成16年3月 同社 調査部長 平成17年7月 同社 不動産運用マネジメント本部 副本部長兼不動産運用第1部長 平成18年4月 同社退職 平成18年6月 株式会社PMアドバイザーズ設立 取締役社長（現職） 平成20年4月 本投資法人執行役員就任（現職）

(2) 監督役員の候補者は以下のとおりです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴
3	立石則文 (昭和28年9月21日生)	昭和54年4月 弁護士登録 昭和54年4月 不二法律事務所所属 昭和56年4月 小中・外山・細谷法律事務所所属 昭和60年6月 ハーバード大学ロースクール修士課程修了 昭和60年6月 デービス・ボーク・ウォードウェル法律事務所所属 昭和61年9月 アンダーソン・毛利法律事務所所属 平成6年9月 東西総合法律事務所設立（現職） 平成13年3月 最高裁判所司法研修所教官 平成15年4月 本投資法人監督役員就任（現職）
4	西村裕 (昭和33年5月15日生)	昭和57年11月 監査法人中央会計事務所勤務 昭和57年11月 会計士補登録 昭和61年9月 公認会計士登録 昭和62年9月 Coopers & Lybrand（シンガポール）出向 平成元年12月 中央新光監査法人監査第一部勤務 平成3年9月 西村公認会計士事務所（現総合会計事務所マネジメント・サポート）開設（現職） 平成5年10月 税理士登録 平成11年8月 有限会社マネージメント・サポート（現有限会社マネジメント・サポート）設立 取締役（現職） 平成15年4月 本投資法人監督役員就任（現職）
5	伊藤紀幸 (昭和40年2月11日生)	昭和63年4月 三井信託銀行株式会社（現中央三井信託銀行株式会社）入社 平成3年11月 不動産鑑定士補登録 平成7年5月 不動産鑑定士登録 平成11年12月 株式会社日本格付研究所入社 チーフアナリスト 平成13年10月 ムーディーズ・ジャパン株式会社入社 アシスタント・ヴァイス・プレジデント・アナリスト 平成14年11月 有限会社不動産投資研究所（現株式会社不動産投資研究所）を設立し取締役に就任、株式会社へ組織変更後代表取締役（現職） 平成17年1月 本投資法人監督役員就任（現職） 平成17年6月 Ex・Partners有限会社（現ABC Partners株式会社）設立 取締役

(補足説明)

- ・上記執行役員候補者及び監督役員候補者は、いずれも本投資法人の投資口を保有していません。
- ・各候補者と本投資法人との間には、特別の利害関係はありません。
- ・上記執行役員候補者は、現在、本投資法人の執行役員として本投資法人の業務全般を執行しております。
- ・上記監督役員候補者は、現在、本投資法人の監督役員として執行役員の職務執行全般を監督しております。
- ・候補者齊藤利雄は、株式会社PMアドバイザーズの取締役社長を兼務しております。
- ・候補者立石則文は、東西総合法律事務所の代表弁護士を兼務しております。
- ・候補者西村裕は、総合会計事務所マネジメント・サポートの代表者及び有限会社マネジメント・サポートの取締役を兼務しております。
- ・候補者伊藤紀幸は、株式会社不動産投資研究所の代表取締役を兼務しております。

3. 日程

平成 22 年 1 月 28 日 本投資法人役員会にて本投資主総会提出議案を決議

平成 22 年 2 月 15 日 本投資主総会招集通知発送 (予定)

平成 22 年 3 月 3 日 本投資主総会開催、規約変更及び役員選任議案を付議 (予定)

以 上

本日この資料は次の記者クラブに配布しています：兜クラブ、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会

本投資法人のホームページアドレス：<http://www.go-reit.co.jp/>